



令和 7 年 9 月 30 日

議長 伊藤 喜久雄 様

提出者 健康福祉常任委員長 加納 義之

議 案 の 提 出 に つ い て

令和 7 年長浜市議会定例会令和 7 年 9 月定例会月議会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第 6 項及び長浜市議会会議規則（平成18年長浜市議会規則 1 号）第14条第 2 項の規定により、次の議案を提出します。

記

意見書案第 3 号

地域住民の医療を受ける権利を保障するために、診療報酬の改善や財政支援を国に求める意見書

意見書案第 3 号

地域住民の医療を受ける権利を保障するために、診療報酬の改善や 財政支援を国に求める意見書

国による医療費抑制政策が進められる中、公定価格である診療報酬は長年にわたり大きく引き上げられておらず、近年の物価高騰などの経済的变化に対応できていない状況が続いています。

また、診療水準を維持するためには、新たな投資や医療従事者、介護従事者確保のための資金も必要となります。

公益社団法人全国自治体病院協議会の調査によると 2024 年度の決算状況は 95%の病院で医業赤字という異常事態になっています。個別医療機関の経営努力や、病院を支える自治体からの財政支援にも限界があり、国による制度的な抜本改善策が必要です。日本医師会及び6病院団体（一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、一般社団法人日本慢性期医療協会及び公益社団法人全国自治体病院協議会）は、「このままでは、ある日突然病院がなくなる」「地域医療は崩壊寸前」と警鐘を鳴らしました。

地域住民が、必要となときに必要な医療を受けられることは、憲法第 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するうえで不可欠な要素です。国には、国民皆保険制度を堅持し、医療提供体制の整備・拡充を通じて、地域医療を守る制度的・財政的責任があります。

よって、国におかれては、地域で暮らす誰もが等しく安心して医療を受けることができるよう、診療報酬の改定ならびに 2025 年度中の財政支援を実施されることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 30 日

衆議院議長 宛
参議院議長 宛
内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣 宛
財務大臣 宛

長浜市議会議長